

報告集会は札幌弁護士会館で行われました。

いつものようにお茶とお菓子をつまみながら（原告さんからお土産もいただきました！）、和やかに、みんなで裁判の進行を確認しました。

1. 弁護団の網森弁護士から本日の口頭弁論及び進行協議の説明並びに第2準備書面の説明がなされました。
2. 弁護団の須田弁護士から、原告らの第3準備書面の説明と、この書面で引用している宇都宮地裁真岡支部令和元年9月18日判決の解説がなされました。
3. 初めて進行協議期日に出席した原告さんらから、本日の感想をお話いただきました。厳格な雰囲気の中と異なり、本当に「打ち合わせ」という感じで、「こういうところで民事裁判は進んでいくんだな。」と思ったなどの率直な感想が話されました。
4. ここで、本日の裁判についてご出席の皆様からの質問を受け付けました。裁判所が立法裁量論に逃げないように判断をさせるにはどうしたらよいか、最高裁判所の裁判官が保守派の現政権が選任した人ばかりになる中、最高裁で勝てる見込みはあるのか等、本質を突く質問が続きました。
5. 弁護団の皆川弁護士から、11月19日の「マリフォー国会」の紹介と参加呼びかけがなされ、出席予定の原告さんの意気込みが話されました。
6. 本年4月に新たに弁護団に加入した上田文雄弁護士から挨拶がありました。札幌市長時代に、札幌レインボーマーチ（当時の名称）の参加呼びかけを受けた話など、活動の歴史を感じるお話でした。
7. 最後に、弁護団の加藤弁護士から、「一般社団法人Marriage For All Japan - 結婚の自由をすべての人に」の活動紹介がありました。

次回以降も、毎回期日報告会は開催いたしますので、今回参加できなかった方も、ぜひご参加ください。

名古屋・第3回期日報告（2019年10月15日）

2019/10/16 10:21

「婚姻の自由をすべての人に」愛知訴訟第3回期日報告

日時：2019年10月15日11時00分から11時30分

場所：名古屋地方裁判所 第1102号法廷

裁判官：桃崎剛裁判長 植村一仁裁判官 藤本理裁判官

内容：

1. 【原告】原告第2準備書面の正式提出
2. 【原告】原告提出証拠(甲A139~163)の取調べ
3. 【原告】原告による意見陳述
4. 【原告】堀江弁護士による原告第2準備書面の要旨の陳述
5. 裁判長から被告に対する求釈明

裁判長は被告に対して、

①憲法24条1項の制定経緯・趣旨についての被告の考え

②憲法24条1項と憲法14条1項の関係（憲法24条1項で同性婚が想定されていないため、憲法14条1項にも違反しないとの被告の主張）の説明

③合理性(憲法14条1項に違反しないこと)を基礎づける具体的事実の摘示

④婚姻制度の趣旨・沿革についての被告の考えを

準備書面として主張するよう求釈明を行いました。

次回の期日においては、以上の裁判長から被告に対する①～④の求釈明を前提として、被告が準備書面を提出することとなりました。

傍聴にお越しくくださった皆さま、ありがとうございました。

次回期日

2020年2月4日午前10時（第4回口頭弁論） 名古屋地方裁判所 第1102号法廷

2020年1月24日までに、今回の期日における原告第2準備書面及び裁判長から被告に対する求釈明を前提として、被告が準備書面を提出することとなりました。

期日報告会&しゃべろう同性婚

期日後の報告会は、弁護士会館のホールで開催され、裁判を傍聴していただいた方を中心に十数名ほどの方が参加されました。

まず弁護団から、裁判の概要、これまでの経過、本日の期日におけるやり取りなどを説明し、次に参加者から質疑応答がなされました。被告が裁判長からの求釈明に応じなかった場合はどうなるのかなどといった質問がなされました。

午後6時からは、「ASTA」と「Marriage For All Japan – 結婚の自由をすべての人に」の共催で、ナディアパーク国際デザインセンターにおいて、公開授業&期日報告会しゃべろう同性婚というイベントが行われました。

グループワークは合計4回行われ、途中、風間先生により「なぜ裁判か？～裁判を戦う意味～」というテーマで講演が行われたり、弁護団から期日報告がなされたり、原告の方から挨拶などがありました。

非常に内容の充実したイベントであり、参加者も積極的にグループワークに取り組むなど、大変有意義な時間でした。このようなイベントを地道に続けていくことで、社会が同性婚の問題に関心を持ち知識を深めていくようになっていけば幸いです。

次回以降も、毎回期日報告会は開催いたしますので、今回参加できなかった方も、ぜひご参加ください。

九州訴訟（福岡地裁）第1回は、12月2日14時！

2019/10/7 9:13

9月5日提訴しました九州訴訟（福岡地裁）については、

第1回期日が、12月2日14時となりました。

福岡地裁は移転しており、新しい場所は、六本松駅最寄りですので、ご注意ください。

九州訴訟でも期日の後、報告会（無料・参加申込み不要）を行います。

たくさんの方のお越しをお待ちしております。

●福岡地方裁判所

第1回弁論期日：2019年12月2日(月)14:00～

場所:福岡地方裁判所101号法廷

事件番号：令和元年（ワ）第2827号

事件名：「結婚の自由をすべての人に」訴訟事件

アクセス：http://www.courts.go.jp/fukuoka/about_tiho/syozei/fukuokatihou/index.html

資料 2

事件番号 平成31年(ワ)第267号
損害賠償請求事件
原告 原告番号1ないし6
被告 国

ファクシミリ送信書兼受領書

令和元年11月5日

被告指定代理人 中野雅文 様 FAX番号
(参考送付) 原告ら代理人皆川洋美 様 FAX番号

〒060-0042 札幌市中央区大通西11
札幌地方裁判所民事第2部合議係

裁判所書記官 佐藤 朱宇子

電話

FAX

頭書の事件について、被告に対する釈明事項を送付します。本書面に対する対応は、令和元年12月16日までをお願いします。

上記文書を受領しました。

令和 年 月 日 氏名 印

次回期日 令和元年12月25日午後2時00分

(被告)

- 1 法律上の婚姻は男女間においてのみ認められるとしている現行民法及び戸籍法につき、立法目的及び立法目的達成手段の各合理性を支える立法事実を示す、立法当時の資料
- 2 法律上の婚姻は男女間においてのみ認められるとしている現行民法及び戸籍法につき、立法目的及び立法目的達成手段の各合理性を支える立法事実が現在でも存続していることを示す資料
- 3 同性間における婚姻を認めることによって生じる影響を検討した資料

資料 3

事件番号 平成31年(ワ)第267号

損害賠償請求事件

原告 原告番号1.ないし6

被告 国

ファクシミリ送信書兼受領書

令和元年10月29日

原告ら代理人 皆川洋美 様 FAX番号

(参考送付) 被告代理人 中野雅文 様 FAX番号

〒060-0042 札幌市中央区大通西11

札幌地方裁判所民事第2部合議係

裁判所書記官 佐藤 朱宇子

電話

FAX

頭書の事件について、原告に対する釈明事項を送付します。本書面に対する対応は、令和元年12月16日までをお願いします。

なお、被告に対する釈明事項は、後日送付いたします。

上記文書を受領しました。

令和 年 月 日

氏名

印

次回期日 令和元年12月25日午後2時00分

(原告)

- 1 現憲法下における現行民法及び戸籍法立法当時の同性愛の性的指向を有する者が置かれていた、我が国における社会的地位を明らかにする資料
- 2 上記1後から現在に至るまでの同性愛の性的指向を有する者の、我が国における社会的地位の変化を明らかにする資料
- 3 性的指向が「自らの意思で変えることは困難」(訴状10頁)とされる医学的、科学的根拠を示す資料
- 4 厚生労働省所管の人口動態統計や国民生活基礎調査、総務省所管の国勢調査、国民生活白書「子ども・子育て白書」(前身は少子化社会白書)のうち、法律婚に関連する部分(最高裁平成25年(オ)第1079号同27年12月16日大法廷判決・民集69巻8号2427頁〔以下「再婚禁止期間違憲訴訟判決」という。〕の判例解説〔669, 670(注23)頁〕, 最高裁平成24年(ク)第984号, 第985号同25年9月4日大法廷決定・民集67巻6号1320頁の判例解説〔372頁〕を参照)
- 5 憲法14条違反の主張に関し、同法24条は婚姻をするについての自由を憲法上の権利として保障するものであるとの見解以外の見解(例えば、再婚禁止期間違憲訴訟判決が採用した見解)に立った場合を前提とした予備的主張をするか否か、するとした場合でも、その余の主張は、婚姻をするについての自由を権利として保障するものであるとの見解に立った場合の主張と同様と理解して差し支えないか否か